



福岡県医発第 1057 号(地)
平成 29 年 7 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

保険医療機関等の診療科別平均点数の公開について

さて、集団的個別指導の選定基準は、保険医療機関の機能、診療科等を考慮した上で、診療報酬明細書の 1 件当たりの平均点数が高い保険医療機関について、1 件当たりの平均点数が高い順に選定される規定となっております。

各類型区分における平均点数は、一部の厚生局を除き、非公開の扱いであったことから、日本医師会は、厚生労働省当局との運用見直しの折衝で公開するよう働きかけており、その結果、今般、厚生労働省ホームページ (URL : http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/shidou_kansa.html) に「集団的個別指導及び個別指導の選定の概要について」(別添別紙 1) が、各厚生局のホームページに「診療科別平均点数一覧」が公開された旨、日本医師会より通知がありました。

また、各保険医療機関から自院の診療報酬明細書 1 件当たり平均点数について照会があれば、厚生局は確認の上、回答することとなったとのことですので併せてお知らせいたします。

貴会におかれましては、ダウンロードの上ご活用いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 日本医師会といたしましては、引き続き厚生労働省当局と運用見直しの協議を進めていくとのことです。
- 2) 別添別紙 2 のとおり九州厚生局の当該ページは以下のとおりです。

URL : https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/tsuchi/hokeniryoukikan.html

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

平成 2 9 年 7 月 1 1 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 純 一

保険医療機関等の診療科別平均点数の公開について

集团的個別指導の選定基準は、保険医療機関の機能、診療科等を考慮した上で、診療報酬明細書の 1 件当たりの平均点数が高い保険医療機関について、1 件当たりの平均点数が高い順に選定される規定となっております。

各類型区分における平均点数は、一部の厚生局を除き、非公開の扱いであったことから、厚生労働省当局との運用見直しの折衝で、公開するよう働きかけて参りました。

その結果、今般、厚生労働省ホームページに「集团的個別指導及び個別指導の選定の概要について」を、各厚生局のホームページに「診療科別平均点数一覧」を公開させることができましたので、ご連絡いたします。

各厚生局の掲載場所の URL 一覧と、厚生労働省が追加掲載した選定の概要の資料をお送りいたしますので、ダウンロードしてご活用くださいますようお願いいたします。

また、各保険医療機関から自院の診療報酬明細書 1 件当たり平均点数について照会があれば、厚生局は確認の上回答することとさせましたので、合わせてお知らせいたします。

引き続き、運用見直しの協議を進めて参る所存でありますので、ご指導の程、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 集团的個別指導及び個別指導の選定の概要について

(厚生労働省 保険診療における指導・監査のページに追加掲載)

2. 集团的個別指導 診療科別平均点数一覧 HP 掲載場所

集団的個別指導及び個別指導の選定の概要について

保険医療機関及び保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)に対する指導等については、健康保険法第73条の規定に基づき実施されているが、その詳細については、指導大綱、指導大綱実施要領等に定められている。

1 集団的個別指導とは

保険医療機関等の機能、診療科等を基準とする類型区分(下記(5)参照)に応じて、診療(調剤)報酬明細書(以下「レセプト」という。)の1件当たりの平均点数が高い保険医療機関等を一定の場所に集めて講義形式等で行う指導である。

(1) 指導対象となる保険医療機関等とは

レセプト1件当たりの平均点数が次の都道府県の平均点数の一定割合を超えるもの

- ・ 医科大学病院の場合は1.1倍
- ・ 医科大学診療所、歯科病院及び歯科診療所、薬局の場合は1.2倍

かつ、

- ・ 前年度及び前々年度に集団的個別指導又は個別指導を受けた保険医療機関等を除き、類型区分(下記(5)参照)ごとの保険医療機関等の総数の上位より概ね8%の範囲のものが対象となる。

(2) 使用する基礎データとは

社会保険診療報酬支払基金及び都道府県国民健康保険団体連合会で管理されている
保険医療機関等ごとのデータ

(3) 算出に使用するレセプトの種類とは

社会保険、国民健康保険の一般分及び後期高齢者分

(4) レセプト1件当たりの平均点数の算出方法とは

類型区分(下記(5)参照)ごとに、保険医療機関等のレセプトの総点数をレセプトの総件数で除したもの。

(5) 類型区分とは

《病院(下記(歯科を除く):3区分(入院データ))》

- ①一般病院 ②精神病院 ③臨床研修指定病院・大学附属病院・特定機能病院

《医科診療所:12区分(入院外データ))》

- ① 内科(下記②、③の区分に該当するものを除き、呼吸器科、消化器科(胃腸科を含む。)、循環器科、アレルギー科、リウマチ科を含む。)
- ② 内科(下記③の区分に該当するものを除き、在宅療養支援診療所に係る届出を行っているもの。)
- ③ 内科(主として人工透析を行うもの(内科以外で、主として人工透析を行うものを含む。))
- ④ 精神・神経科(神経内科、心療内科を含む。)
- ⑤ 小児科
- ⑥ 外科(呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、こう門科、麻酔科を含む。)
- ⑦ 整形外科(理学療法科、リハビリテーション科、放射線科を含む。)
- ⑧ 皮膚科(形成外科、美容外科を含む。)
- ⑨ 泌尿器科(性病科を含む。)
- ⑩ 産婦人科(産科、婦人科を含む。)
- ⑪ 眼科
- ⑫ 耳鼻いんこう科(気管食道科を含む。)

《歯科及び薬局》

それぞれ1区分

2 個別指導とは

診療報酬請求等に関する情報提供があった場合、個別指導を実施したが改善が見られない場合、集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当(※)する場合等に、保険医療機関等を一定の場所に集める等して個別面談方式により行う指導である。

また、個別指導の実施件数については、医科、歯科及び薬局ごとの類型区分ごとに全保険医療機関等の4%程度を実施することとしている。

※ 高点数保険医療機関等に該当する保険医療機関等とは、翌年度の実績において、集団的個別指導を受けたグループ内の保険医療機関等の数の上位より概ね半数以上である保険医療機関等を指す。

集団の個別指導 診療科別平均点数一覧 HP掲載場所

1. 厚生労働省
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryokuhoken/shidou_kansha.html
2. 北海道厚生局
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/iryo_shido/hoken-kan.html
3. 東北厚生局
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/shido_kansha/heikinn.html
4. 関東信越厚生局
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/hoken_kan/
5. 東海北陸厚生局
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/iryo_shido/heikintensu.html
6. 近畿厚生局
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kan/
7. 中国四国厚生局
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/gyomu/hoken_kan/index.html
8. 四国厚生支局
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kan/index.html
9. 九州厚生局
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kan/tsuchi/hokeniryoukan.html



保険診療における指導・監査

集団指導用資料

[配布資料]

[保険診療の理解のために【医科】\(平成28年度版\) \[934KB\]](#)

[保険診療の理解のために【歯科】\(平成28年度版\) \[1,557KB\]](#)

[保険調剤の理解のために【薬局】\(平成28年度版\) \[2,399KB\]](#)

[スライド資料]

[保険診療の理解のために【医科】 \[1,199KB\]](#)

[保険診療の理解のために【歯科】 \[1,930KB\]](#)

[保険調剤の理解のために【薬局】 \[1,218KB\]](#)

特定共同指導・共同指導における指摘事項

[平成27年度の主な指摘事項\(医科\) \[116KB\]](#)

[平成27年度の主な指摘事項\(歯科\) \[109KB\]](#)

[平成27年度の主な指摘事項\(薬局\) \[83KB\]](#)

関係法令等

[指導監査の根拠規定 \[58KB\]](#)

[指導大綱、監査要綱 \[132KB\]](#)

[指導・監査の流れ \[71KB\]](#)

[集団的個別指導及び個別指導の選定の概要について \[99KB\]](#) 7月7日

指導・監査の実施状況

[平成27年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況について](#)

保険診療に関する照会先

[地方厚生局都道府県事務所一覧](#)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

保険医療機関・保険薬局の方へ

保険医療機関・保険薬局の管内指定状況及び届出受理状況について

- [九州厚生局管内の保険医療機関・保険薬局の指定状況及び届出受理状況については、こちらをご覧ください。](#)

お知らせ

- [保険医療機関・保険薬局の指定の満了日の延長について](#)
- [平成28年熊本地震の被災者に対する診療に際して\(PDF:124KB\)](#)
- [平成28年熊本地震に伴う国保・後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金の免除について\(PDF:115KB\)](#) New!
- [平成28年度診療報酬改定について](#)
- [平成26年度診療報酬改定について](#)
- [保険薬局における患者のプライバシーへの配慮の促進について](#)
- [平成29年4月1日以降も算定する場合、注意が必要な項目について](#) New!

届出様式等

- [平成28年度診療報酬改定に係る「施設基準の届出等」](#)
- [明細書発行について「正当な理由」に該当する届出](#)
- [平成29年度施設基準の届出状況等の報告\(定例報告\)](#) New!
- [保険医療機関・保険薬局の指定等に関する申請・届出](#)
- [指定訪問看護事業者の指定等・訪問看護ステーションの施設基準に関する申請・届出](#)
- [在宅患者訪問薬剤管理指導の届出](#)
- [保険外併用療養費の報告](#)
- [酸素の購入価格の届出](#)
- [精神科の診療に係る経験を十分に有する医師に係る届出](#)
- [平成28年度データ提出加算に係る取扱いについて](#)
- [初診料及び外来診療料の注2、注3に規定する施設基準に係る報告](#)
- [妥結率に係る報告について](#)
- [保険医療機関におけるコンタクトレンズ交付に係る報告](#)
- [精神科デイ・ケア等の実施状況に係る報告](#)
- [向精神薬多剤投与に係る報告](#)
- [回復期リハビリテーション病棟入院料における実績指数等に係る報告](#)
- [人工中耳用材料の施設基準に係る届出について](#)
- [ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出について](#) New!
- [在宅医療のみを実施する医療機関\(無床診療所\)に係る申出について](#)
- [入院基本料に係る病棟群届出について](#) New!
- [地域包括診療加算\(認知症地域包括診療加算\)及び地域包括診療料\(認知症地域包括診療料\)に係る医師の研修実績について](#) New!
- [在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の注8に係る届出について](#) New!
- [歯科訪問診療料の注13に係る届出について](#) New!

【各種の申請・届出の提出先及び連絡先について】

- 保険医療機関・保険薬局が所在する都道府県を管轄する九州厚生局事務所等(福岡県にあっては指導監査課)に提出(連絡)してください。

施設基準に係る適時調査

- 適時調査において事前に提出していただく書類

通知

- [保険医療機関等に関する通知\(平成29年度\)](#)
- [保険医療機関等に関する通知\(平成28年度\)](#)
- [保険医療機関等に関する通知\(平成27年度\)](#)
- [保険医療機関等に関する通知\(平成26年度\)](#)
- [保険医療機関等に関する通知\(平成25年度\)](#)
- [保険医療機関等に関する通知\(平成24年度\)](#)
- [保険医療機関等に関する通知\(平成23年度\)](#)
- [保険医療機関等に関する通知\(平成22年度\)](#)
- [保険医療機関等に関する通知\(平成21年度\)](#)

保険医療機関・保険薬局への指導等について

健康保険法第73条の規定に基づき、保険診療の質的向上と適正化を目的として、保険医療機関及び保険薬局に対し、指導等を行っております。

- [集団的個別指導及び個別指導の選定の概要については、こちらをご覧ください。](#)
- [九州厚生局管内の診療科別平均値一覧表については、こちらをご覧ください。](#)

保険診療等において不正請求等が行われた場合の取扱い

- [保険診療等において不正請求等が行われた場合の取扱いについては、こちらをご覧ください。](#)

九州厚生局管内の保険医療機関・保険薬局の指導・監査の実施状況(平成27年度実績)

- [九州厚生局管内における保険医療機関・保険薬局の指導・監査の実施状況\(平成27年度実績\)については、こちらをご覧ください。\(PDF:120KB\)](#)
- [全国の保険医療機関・保険薬局の指導・監査の実施状況につきましては、こちらをご覧ください。\(PDF:467KB\)](#)

平成28年度「DPC導入の影響評価に係る調査」への新規参加の申し込み方法等について

平成28年度より新規にDPC準備病院として「DPC導入の影響評価に係る調査」への参加を希望される医療機関については、下記期日までに、九州厚生局医療課に書留による郵送により提出して下さい。

- [手続きの概要については、「DPC制度への参加等の手続きについて\(平成26年3月27日付保医発0327第2号\)」をご覧ください。\(PDF:240KB\)](#)

※ [手続の詳細及び届出様式等のついては、こちら\(厚生労働省ホームページ\)に掲載されておりますので、ご参照ください。](#)

届出期日	受付は終了しました
届出場所 (問い合わせ先)	九州厚生局医療課 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号 住友生命博多ビル4F 電話番号:092-707-1123 ファックス:092-707-1126

お問い合わせ先

保険医療機関・保険薬局が所在する県を管轄する九州厚生局事務所等(福岡県にあっては指導監査課)へお問い合わせください。

厚生労働省(法人番号 6000012070001)

九州厚生局 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号 住友生命博多ビル4F

ご用のある部署によっては、庁舎や電話番号が異なりますので、各部署の所在地・連絡先をご確認ください。

保険医療機関等、保険医等、柔道整復師に関するお問い合わせは各県事務所等の連絡先へお願いします。

Copyright © Kyushu Regional Bureau of Health and Welfare. All Rights Reserved.